

葛野 粁之

少年司法の再構築

審査委員 主査 生 田 勝 義
副査 指 宿 信
大 久 保 史 郎

〔論文内容の要旨〕

1 論文の概要

(1) 論文の構成

1 本論文は、すでに一冊の本として公刊されたものである。その構成は次のとおり。

序章 アメリカ少年司法改革の教訓と少年司法の再構築

第1部 アメリカ少年司法改革の意義と教訓

第1章 アメリカ少年司法改革の基本動向

第2章 ニュー・ヨーク少年司法改革の基本動向

第3章 ニュー・ヨーク少年司法改革の効果

第4章 ニュー・ヨーク少年司法改革と多元的コンフリクト

第5章 アメリカ少年司法改革における少年の成長発達と人権

第2部 日本の少年司法改革の課題

第6章 少年の適正手続と手続参加

第7章 少年法厳罰化改正の批判的検討

終章 少年司法改革の展望

2 序章においてまず、教育機能の再生と適正手続の強化という二重の本質的課題に対処するために、アメリカ少年司法改革の教訓からも、少年の成長発達権に基礎づけられた新しい教育理念を確立し、その下で少年司法の再構築が必要であるとの本論文の基調を明らかにしたのち、第1部が、厳罰政策へと深く傾斜したアメリカ少年司法改革の意義と教訓を解明し、第2部が、主体的非行克服の援助としての教育機能、少年の適正手続としての手続参加の保障という観点から厳罰化・必罰化

を基調とする少年法改正を批判しつつ、少年司法の再構築を構想し、終章が、改正少年法下での刑事処分適用の意義と要件、少年の手続参加を促進するための法的援助の強化、少年司法への市民参加について、少年司法改革の展望を示している。

各章の概要は以下のとおりである。

(2) 序章「アメリカ少年司法改革の教訓と少年司法の再構築」

1 序章はまず、少年司法が社会防衛機能を強調するにともない、一方で教育機能とそれを担うソーシャル・ケース・ワークを衰退させ、他方で審判手続の画一化・形式化・迅速化を進めつつ、必罰主義的な積極的実体的真実主義への傾斜を深めてきており、この潮流はついに厳罰化と必罰化を基調とする2000年少年法改正として結実したとする。そのうえで、かくして少年司法は、教育機能の再生と適正手続の強化という二重の本質的課題に直面しているとの問題提起を行い、この問題に対処するためには、新しい少年司法理念の確立とその下での少年司法の再構築が必要であるとの課題設定を行う。

序章は次に、アメリカ少年司法が、強制的介入の抑制と適正手続を基調とする華々しい改革の時期を経て、1970年代後期から州レベルの強圧的立法を通じて厳罰政策へと傾斜を深め、それにともない教育機能を決定的に後退させつつ、適正手続も形骸化させてきたこと、このような厳罰政策の台頭は、多元的コンフリクト・モデルに基づく刑事法生成プロセスの分析が示すように、外的な政治経済的・社会的要因への従属によるものであることを指摘する。しかし同時に、アメリカ少年司法がかつて直面した改革課題との矛盾を内在する、すなわち少年の自由と適正手続の否定、個人の人格・行動に焦点を合わせた広範・強度の強制的介入を本質的構成要素とする旧来の保護理念を克服し、新しい理念を確立することができなかったことが、自己の依拠してきた保護理念自体を決定的に衰退させつつ厳罰政策の台頭を許した内的要因であり、アメリカ少年司法が「厳格な処罰」と寛容な処遇のあいだを行きつ戻りつするサイクルを辿るなか、深刻な非行問題の解決にも、適正手続の強化にも成功することはなかったのもそれゆえであると論じる。

かくして、序章は、アメリカ少年司法改革の教訓として、教育機能の再生と適正手続の強化という二重の課題の解決のためには、子どもの人権に基礎づけられた新しい少年司法理念の確立とそれに基づく少年司法の再構築が必要であることを提起する。

2 序章は続いて、日本の少年司法の変容や実践的改革とも関連した司法機能と教育機能の交錯をめぐる理論的蓄積を手がかりとしつつ、厳罰化・必罰化を基調と

する少年法改正へとつながる教育機能の衰退と適正手続の形骸化を基礎づけ促進してきた理論的立場、すなわち少年司法の社会防衛機能を独自に強調しつつ教育機能をそれに従属させる立場に対して、新しい教育理念のアウトラインを提示する。

序章によれば、新しい教育理念を基礎づけるのは子どもの成長発達権（憲法13条、子どもの権利条約6条）であり、それは、子どもの人間としての尊厳の尊重という要請から、子どものいまある自律的人格の尊重を基礎にしつつ、その全面的人格発達を保障することを意味する。子どものいまある自律的人格の尊重とその全面的人格発達の保障とは、子どもという一個の人格に基礎づけられながら、相互に支え合う一体のものとして、子どもの人権としての成長発達権を構成する。

このとき、少年司法の教育機能（憲法26条）は、少年の成長発達権の保障に向けてその主体的非行克服を援助する機能として位置づけられる。非行克服プロセスにおける少年の主体性の確保が本質的要請となり、少年の「服従」を内在的に要求してきた旧来の「保護」は否定される。また、少年司法とコミュニティの教育機能との有機的連携が求められる。他方、少年の適正手続（憲法31条）は、新しい教育理念の内在的要請として、少年司法のあらゆる局面において恣意・専断を排除するとともに、少年の手続参加をその本質的要請とする。序章は、このような意味の教育機能と適正手続は少年の成長発達権の保障において結節し、それを支える両輪として機能すると論じたものである。

(3) 第1部「アメリカ少年司法改革の意義と教訓」

1 本論文の第1部は5つの章から成り、序章において提示されたアメリカ少年司法改革の教訓を獲得するために、その意義の解明に向けた検討を行ったものである。

第1章「アメリカ少年司法改革の基本動向」は、アメリカ少年司法改革の基本動向について、とくに連邦レベルの少年司法政策の変遷に注目しつつ検討している。まず、初期の少年司法が広範・強度の強制的介入と適正手続の排除を機能的特徴として有しており、それが固有のパレンス・パトリ工保護理念により基礎づけられ正当化されていたことを確認する。

そのうえで第1章は、アメリカ少年司法が強制的介入の抑制と適正手続の強化を基調とする改革期を経て、レーガン政権の少年司法政策において端的にみられるように、少年の刑事責任追及の積極化など厳罰政策に深く傾斜し、自らが依拠してきた保護理念を決定的に衰退させたことを明らかにする。また、厳罰政策の台頭が保護理念に代わる厳罰理念を反映していること、この厳罰理念は、「自由競争」下で

の「自己責任」、「自助努力」を高唱しつつ、国家主義的・権威主義的道德主義に傾斜した新自由主義的保守思想に基礎づけられていることなどを指摘している。

2 第2章から第4章は、アメリカ少年司法改革の意義をより具体的に、その社会的要因や現実的效果と関連させながら説明すべく、ニュー・ヨーク少年司法に焦点を合わせて検討を進める。

第2章「ニュー・ヨーク少年司法改革の基本動向」によれば、ニュー・ヨーク少年司法は1920年代初期の子ども裁判所法によって初期の少年司法を確立したが、1964年家庭裁判所法は少年司法の教育機能を強調しながらも、家庭裁判所手続からのディバージョンとして非形式的の事件処理を促進し、弁護権、黙秘権告知などを含む手厚い適正手続を保障した点において画期的なものであった。第2章は続いて、1970年代中期から州青少年部のリーダーシップにより大きな進展をみせた脱施設収容について、その経緯、背景、社会的要因、意義などを検討する。しかし1970年代後期、ニュー・ヨーク少年司法は二つの強圧的立法を通じて、厳罰政策へと一気に傾斜していった。第2章は最後に、これら二つの州立法の特色、手続、処分などを概観している。

第3章「ニュー・ヨーク少年司法改革の効果」は、とくに1978年少年犯罪者法の現実的效果について、経験科学的実証研究の成果を参照しつつ、いくつかの角度から検討を加える。少年犯罪者法は広範囲の重大犯罪を刑事裁判所の本来の管轄下におき、刑事手続を通じて少年の刑事責任を確定し刑罰を科すことを定めたもので、重大犯罪の強圧的統制による効果的抑止を目的としていたが、一般抑止効果においても、特別抑止効果においてもこの目的達成に成功しなかったこと、さらに深刻な過剰収容の発生、収容条件と処遇の質的低下、脱施設収容に逆行する閉鎖施設収容処遇の拡大など、少年処遇に構造的圧迫をもたらしたこと、このような「失敗」にもかかわらず少年犯罪者法制定によりニュー・ヨーク少年司法改革は沈静したことを明らかにしている。

3 第4章「ニュー・ヨーク少年司法改革と多面的コンフリクト」は、多面的コンフリクト・モデルによる刑事法生成プロセス分析の枠組みに沿いつつ、ニュー・ヨーク少年司法改革の社会的要因について検討する。第4章はまず、1970年代中期以降の少年犯罪深刻化の認識と少年司法批判の台頭、そのうえに生じた公衆における厳罰要求の高揚、これらに対するマス・メディアの影響を明らかにする。これに続き、1976年少年司法改革法と1978年少年犯罪者法について、その制定をめぐる政治プロセスを分析し、これら二つの強圧的立法、とりわけ少年犯罪者法が、少年司法改革の政治問題化という文脈のなかで大胆に展開した政治プロセスの所産である

ことを明らかにする。

そのうえで第4章は、このような少年司法改革の政治問題化と政治プロセスの展開、さらには少年司法批判と公衆の厳罰要求の基底にある社会構造的・文化的コンフリクトに関連する基盤要因を指摘する。かくして第4章は、厳罰政策の台頭とそれともなう保護理念の衰退について、それをアメリカ少年司法の新自由主義的改革として性格づける。

4 第5章「アメリカ少年司法改革における少年の成長発達と人権」は、成長発達の保障をも含意する人権という観点からアメリカ少年司法改革の意義を解明すべく、まず厳罰政策の手續面への反映について検討する。適正手續のエッセンスとしての弁護権の保障、被疑少年の取調べをめぐる権利放棄ルールの展開についての検討により例証しつつ、厳罰政策のなかで少年の適正手續は、刑事手續の形式化の外観にもかかわらず、必罰主義的要請により抑制され、適正手續を実質化させるため必要な少年固有の特性としての未成熟性や脆弱性への特別な配慮に欠けるため、現実においては形骸化することを明らかにする。

第5章は次いで、成長発達プロセスにあるという少年固有の本質的特徴にかんがみて、発達心理学的研究の成果を踏まえつつ、少年の成長発達という観点から厳罰政策、とくに少年の刑事責任追及の積極化傾向について批判的に検討し、厳格な刑罰、とりわけ成人用刑事施設への長期収容処分がさまざまな点において少年の知的・情緒の発達を阻害し、その社会化を歪めること、厳格な刑罰により再犯状況が悪化するのもそれゆえであることを指摘する。

(4) 第2部「日本の少年司法改革の課題」

1 第2部の共通課題とされたのは、少年の成長発達権に基礎づけられた新しい少年司法理念の下、少年司法の重要局面がどのように再構築されるか、あるいは少年司法の直面する重要課題にどのような解決が与えられるかについて、具体的検討を進めることである。このような検討を通じて、厳罰化と必罰化を基調とする2000年少年法改正に対する確固たる批判とともに、あるべき少年司法改革の構想のための基本的視座を獲得しようとする。第2部はこのような理論的関心によって基礎づけられている。

第6章「少年の適正手續と手續参加」は、少年の適正手續、とくにその本質的要請としての少年の手續参加という観点から、いくつかの重要問題について検討を加えている。少年の主体的な手續参加と自由な意見表明が保障されなければならない。そのためには少年の特性について特別な配慮がなされなければならない、それを可能

にしような相互理解の雰囲気を満たした受容の手続環境が構築されなければならない。このような意味における少年の適正手続が具体的にどのように保障されるべきかが論じられる。

第6章はまず、少年の手続参加という観点から、少年審判の非公開（少年法22条2項）が有する適正手続上の意義を明らかにしたうえで、公正な裁判や知る権利の保障を根拠に提起されている原則公開論を批判する。第6章は次に、裁判時11歳の少年二人に対して、公開の刑事陪審裁判を通じて不定期自由刑を言い渡したイギリスのブルジャー事件裁判について、少年の手続参加が不可能であったがゆえにヨーロッパ人権条約の公正な裁判を受ける権利の侵害があったと認めた人権裁判所判決の経過、判旨、意義、イギリス国内の反応や司法当局の対応などを検討したうえで、少年の手続参加の観点からすると、公開刑事裁判が少年の適正手続との本質的矛盾をはらむこと、刑事処分相当・検察官送致の判断は公開刑事裁判においても少年の手続参加が可能である場合に限られるべきことなどを指摘している。

2 第7章「少年法厳罰化改正の批判的検討」は、少年法の厳罰化改正について批判的検討を行う。新しい教育理念の下、少年司法は少年の成長発達権の保障に向けて、その主体的非行克服の援助としての教育機能を強化していかなければならず、厳罰化改正はこのような要請に反する点において、少年の成長発達権の保障の趣旨に反する。これが第7章における厳罰化改正批判の基調となっている。

第7章はまず、今回の厳罰化改正提案について、その政治問題化という文脈、少年非行の「凶悪化・低年齢化」という前提、刑法の刑事未成年規定との整合性、少年非行のリアリティにかんがみた厳罰化改正の矛盾、などについて理論的検討を行う。第7章は次に、刑事立法の合理性、あるいは憲法の趣旨・精神に合った刑事立法という観点から、厳罰化改正提案に批判的検討を加え、厳罰化改正には一般抑止効果は期待できず、再犯状況の悪化さえも見込まれること、アメリカ少年司法における厳罰政策の失敗はそれを例証すること、抑止効果を肯定する見解は誤った統計分析と理論的仮定に基づくものであることを明らかにしたうえで、「国民の期待」への応答として「政治主導」で断行された厳罰化改正に対して、刑事立法過程の適正手続を提起する。

3 第7章はさらに、少年一般における「規範意識の強化」や非行少年の「責任の自覚」によって厳罰化改正が正当化されることはないこと、真の意味における責任の自覚のためには少年の自尊感情の回復に向けてむしろ教育機能を強化すべきことを確認したうえで、犯罪・触法行為についての法的非難の意味における少年の「責任」とそれに基づく法的「制裁」としての保護処分という理論的見解について

批判的検討を加え、このような見解が少年司法のケース・ワーク機能を軽視し、教育機能の後退を促進する危険を有すること、非行行為を少年の「自己決定」と捉えたうえで、それに「自己責任」としての法的制裁を直結することはできないことを指摘する。

少年の氏名、顔写真などを含む本人特定報道を禁止する少年法61条をめぐることは、応報主義的な懲罰的制裁として、あるいは知る権利・報道の自由を根拠にして、本人特定報道を許容すべきとの見解が提起されており、違反報道も断続的に続き、さらには少年法61条改正も提案されている。第7章は最後に、憲法の適正手続の趣旨から、重大非行に対する懲罰的制裁として本人特定報道が正当化されないことはもちろん、知る権利・報道の自由の観点からも、少年の本人特定報道には市民の正当な関心事としての公共性が認められず、しかも少年の本人特定報道について法的責任を認めても公共性を有する「公人」の本人特定報道が萎縮・抑制されるおそれはないがゆえに、名誉・プライバシー侵害について法的責任が問われうること、少年の社会的排斥を強め、否定的自己観念を強化する社会的烙印効果を有する点において、少年司法の教育理念に矛盾することを明らかにしている。

(5) 終章「少年司法改革の展望」

1 終章第1節「少年法における検察官送致決定の意義」は、とりわけ第7章の検討を踏まえて、2000年改正の眼目としての少年法20条2項の意義について理論的検討を加える。

終章第1節の検討によれば、少年法20条2項は一般に、刑事処分相当との推定をとまなう「原則逆送」規定として理解されている。しかし、このような理解は、多くの場合において成長発達のための教育的援助を最も必要としている少年に対して、重大非行を理由にそれを否定することにつながり、少年司法の教育機能を空洞化させ、少年の成長発達権の保障の趣旨に反する結果となる。したがって新しい教育理念の下、刑事処分相当との判断は、少年の主体的非行克服を援助するための教育手段として刑事処分がとくに必要・有効と認められる場合にのみ許されるべきとされる。

かくして、終章第1節は、少年法20条2項は「原則逆送」規定として性格づけられるべきではなく、16歳以上の少年の故意犯罪による被害者死亡事件について社会感情が厳しく、とくに刑事処分要求が強いという現実にかんがみて、家庭裁判所が保護処分その他刑事処分以外の措置を少年の教育手段として必要・有効と認めた場合、このような社会感情にも配慮してその説得的理由を示すべきことを要求した規

定、この意味において家庭裁判所の説明責任を定めた規定として理解すべきと論じ、このように理解することによって、「原則逆送」との理解がもたらす教育機能の空洞化を回避することができるかと指摘している。

2 第2節「少年司法改革の現実的契機」は、刑事法の新自由主義的改革という潮流のなか、これに対抗する少年司法の再構築について、その現実的契機をなかに求めることができるか理論的検討を行う。

終章第2節は、その第1の契機として、少年の手續参加を促進するための法的援助の保障について検討し、現行法の保障の限界を指摘したうえで、刑事手續における弁護人の公的選任に関する憲法上の保障との対比からしても、少年審判においては少年の適正手續の要請として、少年が保護処分決定の可能性に直面する審判開始事件および少年の身体拘束がともなう収容観護措置決定事件についての必要的選任を含む弁護士付添人の公的選任が保障されるべきこと、少年とのパートナーシップに立った少年弁護は少年の適正手續を確保し、その手續参加を促進することにより、教育機能の具体化にも寄与すること、このような少年弁護の機能は従来議論のように「家庭裁判所の協力者」または「刑事辩护人」として捉えることはできず、また家庭裁判所の教育機能や家庭裁判所調査官によって代替されえないことなどを指摘している。

3 新しい教育理念の下、少年司法とコミュニティの教育機能との有機的連携が要請されることになるが、終章第2節は、少年司法の再構築のための第2の現実的契機として、このような有機的連携の形成という観点から、少年司法への市民参加について論じ、非行事実認定手續への市民参加、処遇決定手續への市民参加、少年司法のあらゆる局面においてソーシャル・ケース・ワークを一貫して担う市民付添人構想などについて検討する。

そのうえで終章第2節は、コミュニティに共に生きる少年と市民が、少年の成長発達権の保障に向けた教育の具体的創造における参加と協同によって、相互の人間信頼を回復し、社会的連帯を再生させることができること、その基軸となるのは少年の手續参加を前提としつつ、少年司法への市民参加であることを指摘し、新自由主義的改革に対抗する少年司法の再構築に向けて、公共的課題における参加と協同による市民的公共性の構築を提起している。

〔論文審査結果の要旨〕

1 基本的課題設定について

今日、少年司法は被害者やその家族等の厳しい被害感情に応えるという形で厳罰主義への傾向を強めている。かつてのパレンス・パトリエ(国親)思想に支えられた権威主義的「保護」理念による少年司法は、適正手続の要請に応えることができず、また適正手続の要請に応えようとすれば結局のところ少年の健全育成・社会復帰をはかるといった教育的機能を果たすことができなかった。適正手続の要請に形式的に応えようとするだけだと厳罰主義に行き着きやすい。かといって厳罰主義で少年犯罪や非行の問題を克服することができないことは、すでに多くの専門家が指摘するように、明白である。そればかりか厳罰主義は却って少年犯罪・非行問題を深刻化させてしまうとの指摘もある。現に日本においても、厳罰化を強める少年司法改革がもたらしたものは、少年犯罪・非行の減少ではなく、少年院等の過剰収容問題であるといった状況にある。現在、少年司法は危機に瀕しつつあるといつてよい。この状況下では、個別の改善にとどまらず、まさに基本に立ち返った見直しが必要になっている。少年司法の新しい理念を確立するとともにそれを具体化するための制度枠組みを構築することが緊要の課題となっている。少年司法発展史の今日的到達点に照らすと、この課題は、少年司法の教育的機能と適正手続の保障という二重の課題を統一的に遂行するための理論的・制度的枠組みを構築することであるといふことができよう。本論文は、少年の成長発達権などの人権を軸にすることによってこの課題に真正面から応えようとした力作であり、わが国における少年法理論の発展に大きく寄与するものである。

2 比較法・比較制度研究について

上述した基本課題に応えようとするとき、現行少年法の母国であり、多くの影響を受け続けてきた米国、しかもまた厳罰主義が先行した米国の経験から学ぶことは多い。もっとも、米国の経験に学ぶ場合、研究対象の設定をどうするかという問題が實際上重要になる。なぜなら、米国では各州が独自の少年法制をもつとともに、連邦政府も補助金等を通じて各州の政策に大きな影響を与えることができるようになってきているからである。本論文は、州レベルの動向については、全米において占める位置とかそこにおける少年司法改革の特徴、あるいは検討資料の利用可能性などを慎重に考慮して、ニュー・ヨーク州に焦点をあわせ検討している。この選択は研究を総花的に終わらせるのではなく、少年司法制度やその改革への取組を社会構造や

様々な動きの絡みのなかでの展開として把握することを可能にしたといえる。このことにより、本論文は、連邦にとどまらず州レベルでの動向についても、多元的コンフリクト・モデルによりながら多面的・総合的に分析・検討した本格的な実証的研究になっている。比較法、比較制度論の観点からも優れた研究となっており、学界への貢献にも多大なものがある。

3 先行研究の整理と独創性について

本論文は、先行研究や改革の取組を丁寧に整理しながら、厳罰主義の動向を批判するとどまらず、それを克服するための動きをも丁寧に拾い上げ、それを発展させるというやり方で創造的提言を行っている。例えば、児童の権利条約に結晶した少年の人権を軸にする少年司法理念についても、先行研究を丁寧に分析・整理しながら、少年の「いまある自律的人格の尊重」と成長発達権の保障を組み合わせるとか、後述する少年法20条2項についての「原則逆送」否定説の展開などがそれである。さらに、米国における少年司法の変遷に関する研究部分は、米国において厳罰主義が登場する背景や諸要因とともに、厳罰主義がもたらした否定的な諸結果をも詳細に明らかにしており、わが国における厳罰主義がもたらすことであろう問題点を考えるうえで、きわめて説得力のあるものになっている。米国少年法についての比較研究においては勿論のことであるが、広く厳罰主義の問題を検討するうえでも、本論文は必読の実証的研究業績であるといえよう。

4 個別問題の検討と解決策の提言について

本論文は、理念論に立ち返った基礎研究であるとともに、現在の少年司法実務が抱える具体的な個別問題の検討とその解決策の提言にまで及んでいる。例えば、少年の匿名報道、検察官関与、少年弁護のあり方など。また、最近改正された少年法20条2項の解釈についての提言は実践的にも重要である。すなわち、その条項については、原則逆送規定だとの理解が一般的なのだが、それを裁判所の説明義務を定めた規定であると解釈することにより教育的機能の空洞化を回避しようとする。原則逆送規定でないとするところは独自のものであり、説明義務を定めた規定だとの理解は有力説として影響を拡大しつつある。

個別問題という枠を超えた司法制度の基本構造にかかわるのが、少年司法への住民の参加やコミュニティのエンパワーメントによる犯罪・非行克服の提起である。これは、修復的司法論の展開ともかわり、今後における少年司法の方向性を示唆するものとして重要である。

本論文の特徴は、個別問題や具体的な制度設計への取組に当たっても、実証的研究の成果を踏まえた新しい少年司法理念が羅針盤となり、個別具体的問題と理念問題とが不断にフィードバックされていることにある。このことが本論文をスケールの大きなものにしていく。

5 今後に残された課題

残された課題としては、以下のものが挙げられる。

第1は、被害者保護論との関係である。確かに、被害者保護論が要求する厳罰主義に問題解決力がなく、却って問題を深刻にするだけであることは明らかである。けれども、被害者やその近親者等の被害感情・行為者に対する憎悪の念・報復衝動などがマスコミによりセンセーショナルに報道されるなか、これらの感情問題を解決する方策を提示しないと実際に制度を動かすことはむづかしい。本論文は、修復的司法や住民の司法参加によるコミュニティのエンパワーメントによってこの課題に応えようとしているのだが、被害感情論の壁を打ち破るためにはさらに、この方向の担い手や実践例を具体的に示していくことが必要であろう。

第2は、社会防衛論や応報的抑止論との関係である。犯罪・非行少年の人権を基軸にした二重の課題の実現というだけで少年司法の原理を本当に構成できるのだろうか。つまり、「司法」のもつ強制的性格を少年の発達権保障のための「教育機能」だけで正統化できるかのだろうかという疑問が依然として出されるからである。本論文のように少年の人権を基礎にしその展開として少年司法を構成することは、実践的インパクトの強さが期待できる反面、限界もあるのではないかという批判に対して、さらに説得的に論証してほしい。

第3は、「いまある自律的人格の尊重」と「自律への権利」との異同についての一層の解明である。つまり、その自律的人格論の射程は、少年の意見表明権や手続の主体性だけでなく、少年に「責任」を問うことの必要性・重要性とも関係していくことになるのかどうか、についての検討である。

第4は、少年司法の再構築における修復的司法の具体像の展開である。これは、第1の課題とも部分的に重なるものである。

第5は、ニューヨーク州少年司法についての検討の延長線上で、ジュリアーニ市長時代に進められたニューヨーク市での少年犯罪対策についても検討してほしいということである。その光部分が喧伝され他国にも大きな影響を与えつつあるのだが、その影についての指摘も部分的になされていることから、総合的な検討が必要になっている。多元的コンフリクト・モデルによる優れた実証的研究を行った本論文

の著者ならではの研究に期待したい。

以上に述べた諸課題は、これからの研究でさらに深めていただきたいというものであって、本論文の価値を何ら減じるものではない。

6 結 論

本論文は、少年司法の再構築を目指すスケールの大きな力作であり、理論的にも実践的にも多大な影響を与えるものとなろう。立命館大学学位規程第18条第2項に定める博士（法学）にふさわしい論文であると評価する。

〔試験または学力確認〕

2003年7月22日（火）午後3時より5時45分にかけて、修学館第2共同研究会室にて、法政研究会を公開で行い、学位請求論文について報告をうけ、質疑応答を行った。

そこにおける論点は、少年司法の変化と少年概念・社会構造・刑法概念・現代国家機能の諸変化との関係、刑事法の新自由主義的変容の意味、社会防衛思想をもとに裁判官裁量による量刑の個別化を可能にした明治期の刑法改正と少年司法における処遇個別化の関係、現行少年法の到達点についての評価、ソーシャル・ワークとケース・ワークの異同、「今ある自律的人格の尊重」と「自律への権利」の関係、それとかがわって「人権としてのコミュニケーション権」の位置づけ、少年司法の厳罰主義化におけるコミュニティ住民の厳罰的法意識の位置づけ、厳罰化を支えている被害者保護論との関係、少年福祉と少年弁護との関係、など、多岐にわたった。本学位請求者は、それらにつき該博な知識と深い思索に裏打ちされた応答をなした。

本学位請求者は、その経歴及び業績、特に650頁に及ぶ本学位請求論文及び公開研究会での報告・議論に照らし、立命館大学学位規程第18条第2項に定める博士（法学）に値する十分な学力があると認められる。よって同学位規程第25条第1項により試問及び外国語試験を免除した。

以上は、審査委員全員一致の評価である。